健康保険被保険者資格証明書の交付について

健康保険法第50条の規定により被保険者証の交付、再交付が 行われるまでの間に事業主又は被保険者から求めが あった場合において被保険者又はその被扶養者が健康保険で 治療を受ける必要があると認めたときに限り 被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付すること とされています。

発行ルールについて

- 1 事業主が健康保険被保険者資格証明書を被保険者に 交付することができる場合は被保険者証の更新もしくは 検認又は滅失等によりその再交付申請中であること等 被保険者証を現に所持しないことがやむを得ないと 認められる場合であること。
- 2 資格証明書の有効期間は交付日から5日以内を原則とする。 交通の不便その他やむを得ない事情により当該被保険者が その被保険者証を5日以内に医療機関に提出できないことが 明らかであると認められる場合においても 15日を限度とすること。
- 3 事業主は、資格証明書を交付したときは、交付日から 5日以内に、その旨を健康保険組合に通知しなければならない。
- 4 資格証明書の有効期間が経過したときは、すみやかに 事業主経由で健康保険組合に提出すること。
- 5 被扶養者への交付は、健康保険組合に被扶養者として 認定されているか確認すること。

健康保険被保険者資格証明書

発行年月日令和年月日有効期間令和年月日

保	険	者	名称			称	コニカミノルタ健康保険組合						
			所	-	在	地	東京都八王子市石川町2970						
			番			号	0 6	1 3	0 5	1	2		
被	保険	者	被記	保 号									
			氏			名							
			生	年	月	日			4	丰	月	日	
			現	,	住	所							
			資	格	取 得	日	昭和 平成 令和		4	丰	月		日
受	給	者	氏			名							
			生	年	月	日							
			現	,	住	所							
			被と	保 の	険 続	者柄							
本証明書発行の理由													

上記の者は、当事業所の使用する被保険者で、現にその資格を有することを証明する。

令和 年 月 日

事業所名称 所 在 地 事業主氏名